

四国大学デジタル創生館（仮称）等整備事業設計業務 プロポーザル審査要領

1. 趣旨

学校法人四国大学（以下「法人」という。）は、四国大学デジタル創生館（仮称）等の整備にあたり、民間事業者の高い技術力及び豊富な経験等を活用するために、設計業務についてプロポーザル方式により優先交渉権者を選定する。

本要領は、優先交渉権者である最優秀者及び次点者である優秀者の選定にあたり、説明書に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

2. 審査委員会

最優秀者及び優秀者の選定は、四国大学デジタル創生館（仮称）等整備事業設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会は、一次審査委員会及び二次審査委員会で構成し、行政職員を含めた学識経験者、法人職員により構成する。

3. 参加資格の確認

本法人事務局は、提出された参加表明書から「6. 評価項目及び評価基準」に基づき、実績・体制について適格性の確認を行った後、一次審査委員会に報告するものとする。

4. 実績・体制の評価【一次審査】

一次審査委員会は、本法人事務局の報告を受けて審査を行い、二次審査による提案を受けるべき者を選出する。選出方法は、各委員の採点により実施し、合計点で順位付けを行い、上位から5者以上を選出する。法人事務局からの報告が5者に満たない場合は全てとする。なお、一次審査は非公開とする。

5. 技術提案等の評価【二次審査】

二次審査委員会は、提出された技術提案書並びに提案価格から「6. 評価項目及び評価基準」に基づき、評価を行うものとする。二次審査委員会においては、一次審査を経て提案書を提出した者から公開でヒアリングを行い、審査するものとする。

(1) ヒアリング審査では、各者から15分の説明（時間厳守）を実施し、各委員からの質問時間を15分程度とする。1者あたりの時間の目安は30分とする。

(2) 評価点の算定各項目の評価点は、各審査委員が下記基準で採点し、最後に順位点をつけて審査する。

(3) 留意事項

技術提案者は、ヒアリングにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格（以下「提案価格」という。）を公表してはならない。提案者名の公表を避けるため、提案書には受付番号を記載し、提案者名が特定されないように配慮する。また、技術提案書と異なる説明や追加資料の配布は認めない。

6. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、下表のとおりとする。

●事務局審査項目 【要求される資格】

項 目	適／否
1) 単体事務所	※徳島県内に主たる事業所を構える者（以下「地元事務所」という。）であり、一級建築士が2名以上であること。
	①地方自治施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定を準用し該当しないこと。
	②参加表明書の提出時点で徳島県による指名停止を受けていないこと。
	③民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生又は再生手続き等

	をしていないこと。	
	④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていないこと。	
	⑤徳島県暴力団排除条例（平成22年10月28日徳島県条例第40号）の規定に基づく除外措置を受けていないこと。	
	⑥建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	
2)	※代表設計事務所が地元事務所であり、構成事務所も含め一級建築士が2名以上であること。	
設計 共 同 体	①「1)単体事務所」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。ただし、代表設計事務所を除く構成設計事務所については、1)⑥の条件を除くものとする。	
	②構成設計事務所として複数の設計共同体への参加をしていないこと。	
	③設計共同体は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。	
	④代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きい者とする。	

●一次審査項目 【実績・体制の評価】

評価項目（配点）	評価事項
1. 事務所の実力 （業務経歴等） （40点）	<ul style="list-style-type: none"> ・主要業務実績 ・受賞実績 ・同種・類似業務実績数、同種・類似業務適応性 ・技術者数、有資格者数
2. 担当チームの能力 （技術職員の経験と能力） （40点）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び主任技術者の資格・経験 ・総括担当者及び主任技術者の業務実績 ・構成事務所の使用の妥当性 ・構成事務所の能力・資格・経験
3. 四国大学への整備所見 （提出者の取り組み姿勢） （20点）	<ul style="list-style-type: none"> ・新学部整備に対する所見 ・100周年を迎える学園整備についての所見

●二次審査項目 【プロポーザルの特定基準】

評価項目（配点）	判断基準	評価
1. 取り組み意欲 （15点）	技術提案書及びヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢がうかがわれるか。	極めて強く感じられる
		強く感じられる
		普通
		感じられる
		あまり感じられない
2. 業務の理解度 （15点）	業務内容、業務背景、手続きの理解度が高いかどうか。	極めて良好
		良好
		普通
		やや不十分
		不十分
3. 業務実施方針の 的確性・独創性・実 現性 （20点）	業務への取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）的確性、独創性、実現性等を総合的に判断する。	

	課題1 諸課題に対応する建築計画	極めて高い
		高い
		普通
		やや低い
	(20)	低い
4. 特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性 (50点)	設定したテーマに対する技術提案について、的確性、独創性、実現性を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。	
	課題2 学生目線、女性視点での学内整備	極めて高い
		高い
		普通
		やや低い
		(20)
	課題3 次世代を見据えた魅力の創造・地域貢献	極めて高い
		高い
		普通
		やや低い
		(20)
	課題4 附帯の計画(中・長期的視点)	極めて高い
		高い
普通		
やや低い		
(10)		低い

「的確性」：与条件との整合性が取れているか。

「創造性」：工学的知見に基づく創造的な提案がされているか。

「実現性」：提案内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか。

7. 最優秀者及び優秀者の選定・決定

(1) 最優秀者及び優秀者の選定

① 評価・選定方式

- ・一次審査では、参加申込者総数が5者以下の場合、全ての参加申込者をヒアリング対象事業者とし、5者を超える場合には少なくとも5者を選定する。
- ・二次審査では、ヒアリング対象事業者に対し「調査表」の作成及び提出ならびにヒアリングへの出席を求めヒアリング審査を実施し、最も優れた提案を行った者（最優秀者）を委託先候補事務所として選定し、評価得点の順位が第2位の者（優秀者）を次点の委託先候補事務所として特定する。
- ・選出に際しては、評価得点は順位点方式によるものとし、採点は、二次審査委員の個々の順位点に、一次審査委員会の最終順位点、学生投票の順位点、及び教職員投票の順位点を加え、合計得点で行う。
- ・なお、二次審査で合計得点が同点となった場合は、一次審査委員会の最終順位点が上位のものを上位とする。

② 評価・選定に係る委員会等

- ・審査は、一次審査と二次審査を実施し、それぞれ審査委員会を設置して行う。
- ・審査委員は、別途定める。

(2) 委託先候補事務所（最優秀者）及び次点の委託先候補事務所（優秀者）の扱い

- ・本法人は、審査委員会の選定結果を受けて、委託先事務所を決定する。